

様式第五（第五十五条関係）

解体業 許可の更新 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

盛岡市長 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 61 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数又は 出資の金額

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びたためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

申請者（届出者）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申請者（届出者）
住所（所在地）

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者名)

盛岡市長 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第62条第1項第2号イからヌの概要

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- ハ 自動車リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法その他の法律に違反して罰金の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- ニ 解体業（破砕業）の許可、廃棄物処理法等に基づく許可を取り消され、一定の期間を経ない者（法人の場合は、その役員も含む。）
- ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者
- ヘ 暴力団員又は暴力団員であった者で一定の期間を経ない者
- ト 未成年者の場合、その法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人の場合で、その役員又は契約締結権限のある使用人等がイからへまでのいずれかに該当するもの
- リ 暴力団員（暴力団員であった者で一定の期間を経ない者を含む。）によって事業活動が支配されている法人
- ヌ 個人の場合で、契約締結権限のある使用人等がイからへまでのいずれかに該当するもの

注) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者をいい、いかなる名称であるかに関係なく、法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。

別記様式第4号 事業計画書及び収支見積書（解体業者用）

令和 年 月 日作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

業務時間		従業員数	人	休業日	

1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許可取得後の年間引取計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

※主な引取先がない場合（個人ユーザーからの引取が主な場合）は、「なし」と記入。

1-3. 解体実績

年度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

※平均処理実績＝年間処理実績÷年間稼働日数

1-4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

※自動車整備業者の場合の1日当処理能力は、部品取りに充てることが可能な時間から計算。

（例：5日で1台程度の場合：0.2台/日）

※年間処理能力＝1日当処理能力×稼働予定日数

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	(台)	保管量の上限	(台)
現在保管量	(台)	現在保管量	(台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること。

※使用済自動車は解体前（部品取り前）の車、解体自動車は解体後（部品取り後）の車。

1-6. 年間収支見積書

項 目		前年度 (決算月 月)		今年度の見込み (決算月 月)	
		年度 (千円)	(1台 当) (円)	年度 (千円)	(1台 当) (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入 費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委 託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数			台		台
使用済自動車等年間処理台数			台		台

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高)	千円	千円

- (注) 1 自動車解体業のほかに、他の事業 (他のスクラップ解体業、自動車整備業等) を兼業している場合は、それらの事業を含めた全体の収支見積額で差し支えない。
- 2 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
- 3 使用済自動車等購入費は、購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。
- 4 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上すること。

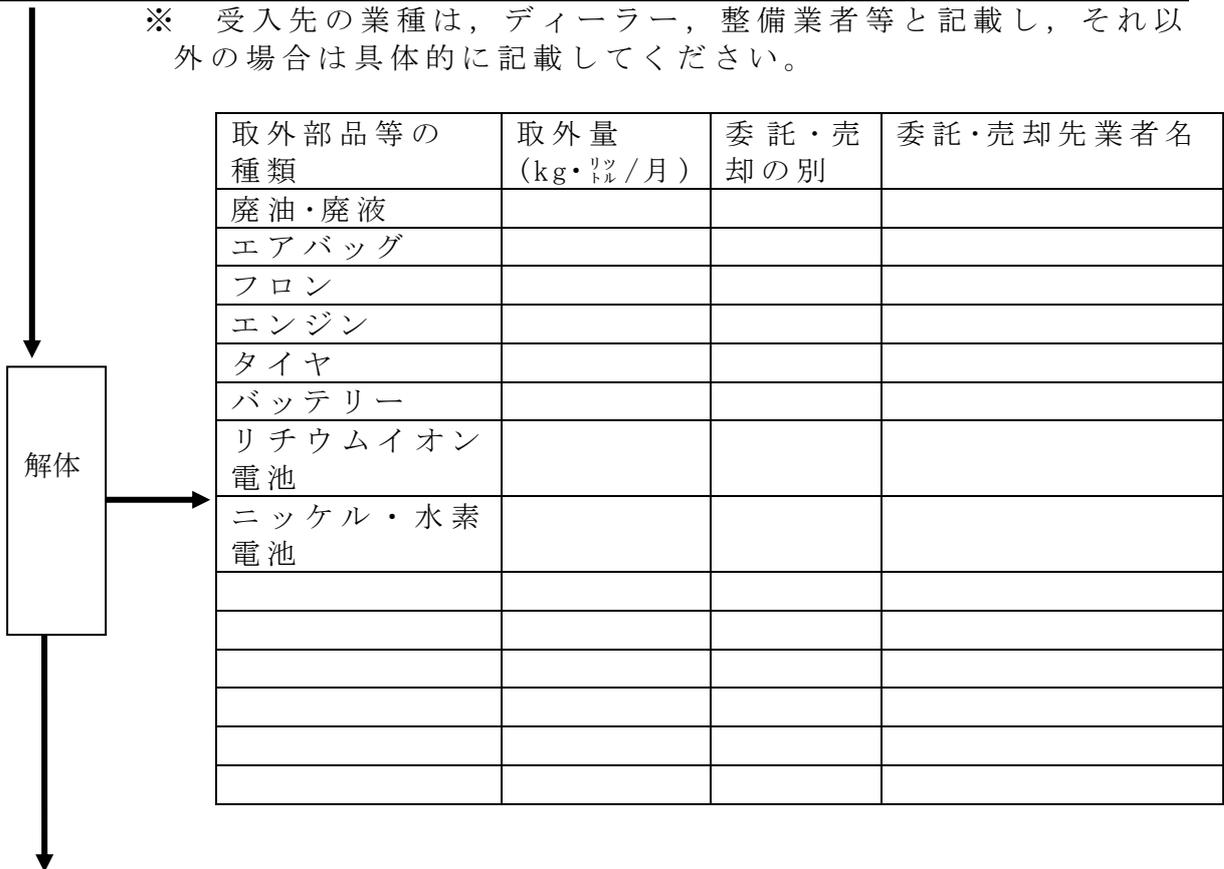
別記様式第8号 処理工程図(解体業)

(使用済自動車等のフロー)

※このフローに書ききれない場合は別紙に記入してください。

受入先	業者名	業種	使用済自動車等の種類	受入量(台/月)

※ 受入先の業種は、ディーラー、整備業者等と記載し、それ以外の場合は具体的に記載してください。



委託先	業者名	業種	委託量(台/月)

※ 委託先の業種は、解体業、破砕業、全部再資源化業等と記載し、それ以外の場合は具体的に記載してください。

別記様式第10号 施設概要書(解体業)

使用済自動車等保管場所	区分	解体前		解体後	
	囲いの構造				
	保管面積	m ²		m ²	
	保管台数	台		台	
	床面材質				
	排水溝の構造				
	油水分離槽への接続				
燃料採取所	床面材質				
	溜め枘の構造				
	油水分離槽への接続				
解体作業場	廃油・廃液抜き取り装置	構造・型式			
		処理能力	m ³ / 日		
	排水溝の構造				
	油水分離槽への接続				
	建屋の構造				
	床面材質				
取外部品の保管施設	建屋の構造				
	床面材質				
事業場の排水処理施設等	開渠の構造				
	油水分離槽	材質			
		構造		設置基数	
フロン回収装置の構造			エアバッグ回収の方法		
その他参考となる事項					

盛岡市収入証紙貼付欄

解体業 新規：78,000円
更新：70,000円

- ※ はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。
- ※ 既納の手数料は還付できませんのでご注意ください。